

板橋区病児・病後児保育事業実施要綱

平成12年3月8日区長決定

(目的)

第1条 板橋区病児・病後児保育事業（以下「事業」という。）は、未就学の児童が病気の回復期または回復期に至らない場合であり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を医療機関または保育所に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業（以下「病後児保育」という。）
- (2) 当該児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を医療機関に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業（以下「病児保育」という。）
- (3) 前号の事業において、当該児童が当該児童の通所している保育所等で前号に規定する状態になった場合に、病児保育施設から当該児童の通所している保育所等に迎えに行く事業（以下「お迎えサービス」という。）

(事業の実施形態)

第3条 事業は、当該事業を必要とする児童に対し、適切な処置が確保される施設（以下「実施施設」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、板橋区内に住所を有する満1歳以上の未就学の児童であって、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 病後児保育にあつては、当該児童が病気の回復期にある場合において、医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難であること。
- (2) 病児保育にあつては、当該児童が病気の回復期に至っていない場合において、医療機関による入院加療の必要はないが、集団保育が困難であり、かつ当面症状の急変が認められない場合であること。
- (3) お迎えサービスにあつては、当該児童が通所する保育所等で前号に該当する状態になった場合において、当該児童の保護者が当該児童の通所している保育所等へ子の保護のために迎えに行くことが困難であり、かつ、他に迎えに行く者がいないこと。
- (4) 前3号に掲げる児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に育児を行うものがないこと。
 - ア 勤務の都合で出勤せざるを得ない場合
 - イ 疾病や出産で入院する場合
 - ウ 家族の疾病等によりその介護に従事する場合
 - エ 事故や災害にあった場合

オ 前記のほか冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な場合

- 2 前項第2号の場合において、児童の保護者は、必要な予防接種を受けさせなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、実施施設の定員その他の事情から、同項の対象者の要件を、必要な限度において制限することができる。

(管理者の義務)

第5条 実施施設の管理者(以下「管理者」という。)は次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 体温の管理等健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるような処遇をすること。
- (2) 他の児童への感染防止に配慮すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、適切な保育を実施するために必要な措置を講ずること。

(利用定員)

第6条 実施施設の利用定員は、児童2人以上とする。ただし、病児保育を実施する施設は、病後児も含めて利用定員を児童4人以上とする。

(利用期間等)

第7条 第4条に規定する対象者の保護者(以下「利用者」という。)が事業を利用できる期間は、次項に定める休業日を除き、連続して7日を限度とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び利用者の状況により区長が必要と認める場合には、7日を超えて利用させることができる。

- 2 事業の休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月4日まで)とする。
- 3 事業の実施時間は午前8時から午後6時までとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、休業日若しくは実施時間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(事前登録等)

第8条 利用者は、毎年度あらかじめ板橋区病児・病後児保育事業利用登録書(別記第1号様式)を区長に提出し、登録しなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由があると区長が認めたときは、口頭で登録することができ、その後速やかに所定の手続きを行うものとする。

(利用の方法)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に定める方法により利用するものとする。

- (1) 病後児保育

利用日の前日(利用日の前日の日が、第7条に規定する休業日に当たるときは、直近の休業日でない日)までに利用の予約を行った上で、板橋区病児・病後児保育事業利用申請書(別記第2号様式)により区長に氏名及び病状等を告げ、利用する。ただし、緊急の場合は利用日当日に申し出をすることができる。

また、保育所に付設された病後児保育施設を利用する場合は、かかりつけ医が

作成する診療情報提供書（別記第3号様式）及び利用者が記入した連絡票等を実施施設に提出するものとする。

(2) 病児保育

利用日の前日（利用日の前日の日が、第7条に規定する休業日に当たるときは、直近の休業日でない日）までに利用の予約を行った上で、板橋区病児・病後児保育事業利用申請書（別記第2号様式）により区長に氏名及び病状等を告げ、利用する。ただし、緊急の場合は利用日当日に申し出をすることができる。

(3) お迎えサービス

利用日の当日、病児保育の利用事由が発生した後に、利用の申し出を行うことができる。利用の申し出は電話等を含む口頭により行い、その後速やかに板橋区病児・病後児保育事業利用申請書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(利用料)

第10条 受託者は、利用者との契約により、利用料を徴収することができる。この場合において、利用料は1人1日1,500円とする。

- 2 前項の利用料は、生活保護世帯及び前年度分住民税非課税世帯については板橋区がこれを負担する。
- 3 区は前項の規定により負担する利用料を実施施設に対し後日補てんするものとする。
- 4 第2項に規定する世帯の者が実施施設に利用料を支払った場合の助成方法については、子ども家庭部長が定める。

第11条 受託者は、第10条の利用料のほか、次の各号の費用を徴収することができる。

- (1) 病児保育における食事、給食費の実費相当分で、500円を超えない額。ただし、アレルギー対応等、特別な食事、給食が必要で、区長が特に必要と認めた場合は、実費相当分で500円を超えることができる。
- (2) お迎えサービスにおける次に掲げる実費相当分
 - ア 病児施設から対象児童の通所している保育所等へ迎えに行き、病児施設まで連れて行くために利用するタクシーほか移動手段にかかる実費相当分
 - イ 衣服、タオル等、保育に必要となるものにかかる実費相当分

(利用の制限)

第12条 区長は、児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは実施施設の利用を拒むことができる。

- (1) 伝染性の疾患を有し、感染の恐れがあると判断したとき。
- (2) 病状が重く、入院、加療を必要とすると判断したとき。
- (3) 定員を超えたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施施設の利用を不相当と認めるとき。

(利用の取消し)

第13条 区長は、事業の利用の決定を受けた児童が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 利用目的に反する行為をしたとき。
- (2) 管理者の指導に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他の理由により実施施設を利用できなくなったとき。

(経費)

第14条 区長は、この要綱に基づく事業について、委託にかかる経費を支出するものとする。

- (1) 基盤整備費
- (2) 利用人数に応じた運営費
- (3) 利用人数、定員に応じた実績加算
- (4) 一月の利用率が45%以上の時は、利用率に応じた機能強化加算
- (5) 第10条に規定する板橋区負担分
- (6) 病児・病後児保育事業に関わる研修の参加者がある時は、区が認める人数に応じた研修参加費用(3月実績分委託料に加算)

2 前項に規定する経費の額及び算定方法については、子ども家庭部長が定める。

(報告)

第15条 区長は、管理者に対し、必要に応じ施設の利用状況等について報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

2 利用登録その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 この要綱改正前の板橋区乳幼児健康支援一時預り事業実施要綱(平成12年3月8日区長決定)第7条に基づく平成21年度の事前登録を本要綱施行日以前に完了した者については、この要綱第8条に基づく平成21年度の事前登録を完了させたとみなすことができるものとする。この場合においては、利用者は速やかに別記第3号様式による同意書を提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 利用登録その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 利用登録その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 利用登録等その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 利用登録等その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 利用登録等その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 利用登録等その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 利用登録等その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 利用登録等その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

年度 板橋区病児・病後児保育事業利用登録書

板 橋 区 長

年 月 日

申請者（保護者） 住所 板橋区 _____
 氏名 _____
 電話 _____

病児・病後児保育事業の利用登録を以下のとおり申請します。
 また、板橋区病児・病後児保育事業を利用するにあたり、以下の項目に同意します。

- ① 実施施設において登録書及び診療情報提供書を使用すること並びに区が実施施設から利用状況（利用年月日・病名）の報告を受けること
- ② 利用料の決定に必要な区が保有する特別区民税及び生活保護に関する情報を確認すること
- ③ 本登録の有効期限は、申請後初めて迎える3月31日までとなること。利用にあたっては、年度ごとの登録が必要になること

登録児童氏名	性別	生年月日（西暦）	在園保育園・幼稚園等	お子さんの愛称
ふりがな	男 女	年 月 日生 歳 か月		

連絡先順位	保護者等の氏名 <small>ふりがな</small>		自宅及び携帯電話	勤務先、祖父母宅など <small>※必ず固定電話をご記入ください</small>
	第1	ふりがな (続柄)	自 宅： 携帯電話：	名称： 電話：
第2	ふりがな (続柄)	自 宅： 携帯電話：	名称： 電話：	
第3	ふりがな (続柄)	自 宅： 携帯電話：	名称： 電話：	

※保護者等の緊急連絡先（確実に連絡がつくようにしておいてください。）

<input type="checkbox"/> 前年度 住民税課税世帯	<input type="checkbox"/> 前年度 住民税非課税世帯または生活保護世帯
前年の世帯の住民税課税状況について、上部の該当する方に☑をしてください。 前年の1月1日に板橋区に住民登録をされていない方で、住民税非課税世帯または、生活保護世帯の場合は、非課税証明または、生活保護受給証明書が必要になります。（保育園の入園手続きで既に提出している場合は、不要）	

※登録は、満11か月以降からになります。（ご利用は、満1歳からになります。）
 ※登録書（児童票）は申込児童1人につき1枚ずつご記入ください。

裏面の「児童票」もご記入ください。

区記入欄 利用料 負担・免除
 登録番号 _____

児童票（児童の健康状態等について）

◆該当するものに☑または、○印をお願いします。

児童	氏名	男・ 女	出生時体重 _____ g		
	生年月日（西暦） 年 月 日		出産の状態 正常分娩・それ以外（ _____ ）		
予防接種	BCG	未 ・ 済	水痘（水ぼうそう）	未・1・2	
	不活化ポリオ	未・1・2・3・追加	おたふくかぜ	未・1・2	
	生ポリオ	未・1・2	日本脳炎	未・1・2・追加	
	三種混合	未・1・2・3・追加	麻しん風しん混合（MR）	未・1期・2期	
	四種混合	未・1・2・3・追加	ロタ	未・1・2・3	
	Hib（ヒブ）	未・1・2・3・追加	B型肝炎	未・1・2・3	
	小児用肺炎球菌	未・1・2・3・追加	インフルエンザ	未・直近 年 月 日	
病歴	麻しん	未 ・ 済	風しん（三日ばしか）	未 ・ 済	
	水痘（水ぼうそう）	未 ・ 済	突発性発疹	未 ・ 済	
	おたふくかぜ	未 ・ 済	百日咳	未 ・ 済	
	RSウイルス	未 ・ 済	その他（ _____ ）		
	その他（ _____ ）		その他（ _____ ）		
	熱性けいれん（ひきつけ）	無・座薬等使用 有・無	最後 年 月	これまでに 回	
治療中等	アトピー性皮膚炎	無 ・ 治療している（内服薬・軟膏・食事制限） ・ 治療していない			
	喘息	無 ・ 薬を飲んでいる ・ 発作時に飲んでいる ・ 飲んでいない 貼付薬を貼っている ・ 貼っていない			
	その他の病気	（病名）（入院：□なし □あり 歳 か月） （病名）（入院：□なし □あり 歳 か月）			
常用薬	なし ・ あり（薬品名 _____ ） □内服（嫌がらずに飲める・飲むのが大変） □外用 □坐薬 □吸入 （薬の具体的な飲ませ方： _____ ）				
薬物・食品アレルギー	なし ・ あり（ _____ ）				
食事	□授乳	内容	□ミルク □母乳 □混合	回数	合計 回/日
		量	ミルク _____ ml	母乳 約 _____ 分/回	
	□離乳食	開始時期	_____ か月～ _____		回数 _____ 回/日
	□大人と同じ食事	普段の食事の量 □よく食べる □ふつう □食が細い □その他（ _____ ）			
発熱・嘔吐時の水分補給（複数可）	イオン飲料・ジュース・ミルク・麦茶・水・その他（ _____ ）				
生活習慣	排泄	□おむつ □トイレ使用 □午睡時のみおむつ使用 □トレーニング中			
		その他（排泄回数が多い、少ない等）配慮が必要なことがある場合			
	午睡	昼寝時間 _____ 時頃から _____ 時間	寝付くときのくせ等（一人寝、添い寝、タオルを持って寝る等）		
遊び	好きな遊び（ _____ ）好きなおもちゃ（ _____ ）				
その他	体質や病気のことなどで心配なこと・保護者からみた性格等、配慮が必要なことがある場合				

記入漏れのないように、ご面倒ですが、今一度ご確認ください。

第2号様式（第9条関係）

板橋区病児・病後児保育事業利用申請書

板 橋 区 長 宛

年 月 日

申請者（保護者）住 所 板橋区

氏 名

電 話

板橋区病児・病後児保育事業の利用を次の通り申請します。

登録番号	
ふりがな 利用児童氏名	
生年月日	年 月 日 生
病 状	
利用希望日	年 月 日

板橋区病児・病後児保育事業診療情報提供書
 （利用施設： ）

板橋区長 宛

医療機関 住 所
 名 称
 医師名
 電話番号

病後児保育の利用に当たり必要な情報について下記のとおり提供します。

ふりがな 児 童 氏 名	男 女	生年 月 日	年 月 日
住 所	電話番号		
病 名	01 上気道炎 02 気管支炎 03 咽頭炎 04 胃腸炎 05 その他（ ） 06 病名不明	主な症状	01 発熱 02 下痢 03 嘔吐 04 咳 05 喘鳴 06 発疹 07 その他
病 状 症状の経過 治療状況等			
既 往 歴 家 族 歴			
食事に関する 特別な指示	なし あり（ ）		
処 方 内 容	与薬時間 : 食前 食間 食後 その他（ ）		
	薬品名・用量・用法		
その他注意事項			

注1 対象児童の居住する区市町村あてに情報提供をした場合に診療情報提供料（I）を算定することができる（250点）。患者1人につき月1回に限り算定する。

注2 板橋区が正本を保管し、病後児保育実施施設は写しを保管すること。